

## 定額減税補足給付金（調整給付）の コールセンターを開設します

令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税しきれない方に対して、その差額分の給付金を支給します。給付対象となる方には、7月下旬から順次、給付額を記載した書類を送付しますが、先行して7月1日からコールセンターを開設します。

### 1 開設期間

令和6年7月1日(月)～10月31日(木)

### 2 内容

岡山市調整給付コールセンター 0120-361-278

受付時間 土・日・祝除く、平日8時30分～17時15分

※8月のみ、平日は19時まで時間延長。土・日・祝も受付(8時30分～17時15分)

### 3 その他

#### ◆給付対象

令和6年1月1日に岡山市に住所を有する所得税又は個人住民税所得割の納税義務者のうち、定額減税可能額が令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回ると見込まれる方(ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外)

#### ◆給付額(次の①と②の合算額を1万円単位で切り上げて算出)

①所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額(<0の場合は0)

②個人住民税所得割分定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額(<0の場合は0)

給付対象者には7月下旬以降、岡山市から以下の書類をお送りします。

▽公金受取口座のある方…「支給のお知らせ」(原則手続不要)

▽その他の方…「確認書」(オンライン申請または、必要書類の返送が必要)



詳しくはホームページをご覧ください。コールセンターにお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

岡山市 福祉援護課 遠藤・佐藤 直通086-803-1717 内線5458・5461